周南市安心安全まちづくり条例

（平成18年3月28日
条 例 第 2 号）

（目的）

第１条　この条例は、市民生活に被害を及ぼす犯罪、事故及び災害を未然に防止し、市民が安心して安全に暮らすことができるまちづくり（以下「安心安全なまちづくり」という。）について、市、市民、事業者及び土地建物等管理者の責務を明らかにするとともに、安心安全なまちづくりの推進のための基本的な事項を定め、市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　市民　市内に居住し、又は滞在する者をいう。

⑵　事業者　市内で事業活動を行うすべてのものをいう。

⑶　土地建物等管理者　市内に存する土地、建物その他工作物を所有し、占有し、又は管理するものをいう。

⑷　地域安全活動　地域において、市民生活に被害を及ぼす犯罪、事故及び災害の未然防止につながる活動をいう。

（市の責務）

第３条　市は、関係機関及び関係団体と常に緊密な連携を図り、安心安全なまちづくりのための環境整備、必要な情報の提供、啓発活動、地域安全活動への支援その他必要な施策を実施する責務を有する。

（市民の責務）

第４条　市民は、日常生活において自らの安心及び安全を確保し、互いに協力して地域における安全意識の高揚を図り、地域安全活動の推進に努め、市が実施する安心安全なまちづくりの施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、事業活動を行うに当たり安全に配慮するとともに、市民生活の安心及び安全に資するための必要な対策を講じ、市が実施する安心安全なまちづくりの施策に協力するよう努めるものとする。

（土地建物等管理者の責務）

第６条　土地建物等管理者は、市民生活の安心及び安全を確保するために土地、建物その他工作物を適正に管理し、市が実施する安心安全なまちづくりの施策に協力するよう努めるものとする。

（相互協力）

第７条　市、市民、事業者及び土地建物等管理者は、互いに協力し連携を図り、安心安全なまちづくりの推進に努めるものとする。

（要援護者への配慮）

第８条　市は、子ども（おおむね１８歳以下の者とする。以下同じ。）、高齢者、障害者、傷病者等の要援護者の安全に配慮した施策の推進に努める。

（子どもの安全確保）

第９条　市は、地域社会において、子どもを見守るために行う地域安全活動を支援するとともに、子どもの視点に立った安全対策の推進に努める。

２　学校、児童福祉施設等を設置又は管理するものは、子どもの安全を確保するために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

（市民安全の日）

第１０条　市は、毎月１１日を市民安全の日と定め、安心安全なまちづくりを推進する。

（委任）

第１１条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成１８年４月１日から施行する。